**注記（事業別財務諸表・府営住宅事業）**

**１．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況

（行政財産）

減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額（円） | 減損の兆候の概要 | 複数の固定資産を一体として行政サービスを提供するものと認めた理由 | 減損を認識しない根拠 |
| 府営住宅清滝（旧楠公里）外13住宅 | 土地 | ― | 9,319,117,229 | 使用低下の見込み（一部用途廃止予定） | ― | 使用を継続 |
| 建物 | 14,123,939,106 | 一体として府営住宅としての用を成しているため |
| 工作物 | 11,497,434 |
| 府営住宅槇塚台第1 | 土地 | ― | 601,220,000 | 使用低下の見込み（建替え・一部用途廃止予定） | ― | 使用を継続 |
| 建物 | 1,432,454,408 | 一体として府営住宅としての用を成しているため |
| 工作物 | 4 |
| 府営住宅桃山台2丁外28住宅 | 土地 | ― | 19,823,832,510 | 使用低下の見込み（建替えによる募集制限等） | ― | （建替え後）回復の見込み |
| 建物 | 67,857,053,071 | 一体として府営住宅としての用を成しているため |
| 工作物 | 3,945,830,004 |
| 府営住宅箕面外1住宅 | 土地 | ― | 1,282,739,800 | 使用低下の見込み（用途廃止予定） | ― | 使用を継続 |
| 建物 | 18,680,879 | 一体として府営住宅としての用を成しているため |
| 工作物 | 7 |

減損を認識したもの

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用途 | 種類 | 場所 | 減損前の帳簿価額（円） | 減損に至った経緯 | 減損損失額（円） | 減損後の帳簿価額（円） | 減損損失額の算出方法の概要 |
| 帳簿価額と比較する正味売却価額・使用価値相当額の別とその算出方法 | 摘要 |
| 府営住宅門真北島 | 土地 | 門真市五月田町 | 1,355,866,000 | 使用終了（移管） | 1,355,865,987 | 13 | 移管による無償譲渡のため | 帳簿価額を備忘価額の13円まで減損 |
| 建物 | 477,015,317 | 477,015,301 | 16 | 帳簿価額を備忘価額の16円まで減損 |
| 工作物 | 4 | 0 | 4 | 帳簿価額を備忘価額の4円まで減損 |
| 府営住宅門真三ツ島 | 土地 | 門真市大字三ツ島1060 | 5,824,936,000 | 使用終了（移管） | 5,824,935,953 | 47 | 移管による無償譲渡のため | 帳簿価額を備忘価額の47円まで減損 |
| 建物 | 1,518,990,389 | 1,518,990,345 | 44 | 帳簿価額を備忘価額の44円まで減損 |
| 工作物 | 4 | 0 | 4 | 帳簿価額を備忘価額の4円まで減損 |
| 府営住宅門真北岸和田 | 土地 | 門真市北岸和田1丁目29-3  | 2,562,551,000 | 使用終了（移管） | 2,562,550,965 | 35 | 移管による無償譲渡のため | 帳簿価額を備忘価額の35円まで減損 |
| 建物 | 694,748,020 | 694,748,003 | 17 | 帳簿価額を備忘価額の17円まで減損 |
| 工作物 | 4 | 0 | 4 | 帳簿価額を備忘価額の4円まで減損 |
| 府営住宅門真下馬伏 | 土地 | 門真市江端町 | 1,020,410,000 | 使用終了（移管） | 1,020,409,973 | 27 | 移管による無償譲渡のため | 帳簿価額を備忘価額の27円まで減損 |
| 建物 | 1,035,365,112 | 1,035,365,092 | 20 | 帳簿価額を備忘価額の20円まで減損 |
| 工作物 | 4 | 0 | 4 | 帳簿価額を備忘価額の4円まで減損 |

（２）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①　事業の概要

府営住宅の企画・整備・運営・管理等を行っています。

②　当該事業に関し説明すべき固有の事項

○　平成27年度以降に各市に移管した大阪府営住宅に係る地方債については、それらを償還するまで、引き続き大阪府の負債として計上しますが、当該地方債の

元利償還金等相当額については、「大阪府営住宅事業の移管に関する協定書」等に基づき、毎年度、市が負担することとなっています（元金相当額　大阪市33,664

百万円、大東市998百万円、門真市1,431百万円、池田市2百万円：地方債（発行済）の令和6年度以降負担分（地方交付税措置相当分等を除く））。

○　府営住宅事業特別会計の地方債の元利償還については、当該償還金額を一旦公債管理特別会計に繰り出し、公債管理特別会計から引受機関に償還を行っていま

す。また、地方債に係る減債基金への積立及び元金償還のための取崩しについても、公債管理特別会計を通じて行っています。キャッシュフロー計算書に記載の

繰入金37,704百万円は減債基金からの取崩しによるもので、繰出金79,753百万円の内訳は、元利償還及び手数料64,042百万円、減債基金積立金15,711

百万円となっています。

○　大阪府の新公会計制度における地方債残高については、毎年度の元金償還相当額を公債管理特別会計に移し替えて表示するなど、各会計別の実残高とは異な

っています。なお、本会計の実残高は297,154百万円です。詳しくは、公債管理特別会計の注記「地方債残高及び減債基金の表示」をご覧ください。

○　この他、歳入歳出外現金として府営住宅使用者保証金及び府営住宅駐車場使用者保証金等を別途管理しています。

年度末現在高の主なものとして、府営住宅使用者保証金5,422百万円、府営住宅駐車場使用者保証金762百万円となっています。